

儿

## 事務所だより7月号

炎熱の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこと とお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス、7月になっても東京などで新 規感染者が増えています。世界的には、アメリカ・ブ ラジルで感染拡大が続いています。まだまだ、油断出 来ません。私は道中、マスク着用(暑いですが…(>\_<))、 手すりや吊革などには摑まらないようにして皆様の ところにお伺いしています。何かあっては大変ですので。



さて、6月からはテニスコートも再開されています。しかし、私はまだテニスができていません。試合も夏まで中止の連絡が来ています。さすがに体力、お腹周りがヤバいです。少し外に出ないと…。で、1時間30分くらい散歩しました。

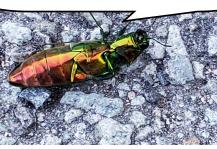
いつもはすぐ近くの海に向かって歩くのですが、今回は、体力テストも兼ねて山へ向かって歩きました。体力テストの結果は…。 3 日後に超!筋肉痛になったので失格です(;\_:)。でも散歩自体は、いつもと違う景色を見れて新鮮でした。

風景の写真は、阪急芦屋川駅を10分ほど登った場所の景色です。周りは住宅街。 割と大きな家が建っています。大阪湾が一望です!毎日この景色です!!さすがは 『山の手』。お金持ちが住みたくなるはずです(西田は海のすぐ近くです…(^^;))。

夜景も綺麗なのでしょうね。こんな景色を見ながらワインを飲んでいるのでしょうか。



ちょっと、ひっくり返っても らいました。ごめんね。





にマなキしちムなも実かい。ならリおるこおでいい。ならリおるこおでいかまて見すなみならりおるこおでいた。んなうでいた。んなも見がなっていた。んな^^へ。はせん^^へ。

次回は、体力テストに 合格したいですね!

では、事務所だより7 月号をお送りします。気 を抜かず、油断せず、お 過ごし下さい。 ☆ お知らせ(2020年7月の税務)

期限		項目
7月10日		6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年 2回納付の特例適用者は 1月から 6月までの徴収分を 7月 10日までに納付)
7月15日	C	所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	0	所 得 税 の 予 定 納 税 額 の 納 付 (第 1 期 分)
		5 月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
		2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
		法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
		11 月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
		消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
		消費税の年税額が 4,800 万円超の 4 月、5 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(3 月決算法人は 2 ヶ月分) <消費税・地方消費税>
		固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付(7月中において市町村の条例で定める日)

## ☆ コロナショックで恩恵を受ける事業

役員の臨時的な給与(賞与)については、定期同額給与や事前確定届出給与として、事前に 支給時期や支給額を税務当局に届け出ることを要件に損金算入が認められております。

この事前届出は、常勤役員に対する臨時的な給与だけでなく、非常勤役員やみなし役員に対する臨時的な給与(賞与)も対象になってきます。

会社法上の役員は、取締役、監査役、執行役、理事、監事などで登記されている者ですが、法人税法上の役員は、その範囲が広く、役員とみなされる場合があります。

例えば、法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限る)以外の者でその 法人の経営に従事している場合や同族会社の使用人のうち、一定要件を満たす者で、その法人 の経営に従事している場合が該当します。

従いまして、みなし役員は、たとえ使用人の地位にあっても、その法人が発行する株式を一

定割合以上所有し、会社経営に従事しているのであれば、役員そのものとみなされ、法人税法 上は役員に該当します。

例えば、社長の妻などは、会社法上の役員でなくても、法人全体の管理事務をしていたり、 従業員の採用や賞与の決定などに関与していれば、経営に従事しているということになり、み なし役員とされる可能性が高いです。

一方、事前確定届出給与を損金算入するためには、株主総会等においてその役員の職務につき、所定の時期に確定額を支給する旨の定めをした場合の決議日から1ヵ月を経過する日又は事業年度開始から4ヵ月を経過する日のいずれか早い日までに事前確定届出給与に関する届出書を税務署に提出する必要がありますが、みなし役員は、会社法上の役員ではないことから、職務執行期間を定めていない場合が多いようです。

この場合、みなし役員に支給した事前確定届出給与が損金算入の対象になるのかどうかが問題になってきますが、みなし役員も法人税法上の役員であることから、会社法上の役員同様に職務執行期間を定めておかなければ、事前確定届出給与の損金算入は認められないと思われますので、該当されます方はご注意ください。

## ☆ 源泉徴収が必要となる支払いは?

源泉所得税に係る税務調査も毎年行われておりますが、そもそも源泉徴収が必要となる支払いとはどんなものがあるのでしょう?

支払先が個人の場合は、社員やアルバイト、パートへの給与や賞与、税理士や会計士、社労士への報酬、退職金や年金などが源泉徴収の対象となります。また、支払先が法人の場合は、利子や配当が源泉徴収の対象となります。

支払者が源泉徴収をしなくてもよいケースもありますが、基本的に社員やパート、アルバイトへ給与を支払っている場合は源泉徴収が必要となります。

源泉徴収額の計算方法は、給与の場合、給与所得の源泉徴収税額表を用いて源泉徴収額を算出することができ、総支給額から社会保険料の控除を行い、給与所得者の扶養家族を考慮した上で給与所得の源泉徴収税額表に数字を当てはめることで源泉徴収額を計算することができます。

報酬の場合の源泉徴収額は、支払金額に税率を掛けあわせて算出し、支払金額が 100 万円以下の場合と 100 万円を超える場合で税率が異なります。

支払金額が 100 万円以下の場合の源泉徴収税額は、「支払金額×10.21%」の計算式で求めます。

支払金額が 100 万円を超える場合の源泉徴収税額は、「(支払金額 - 100 万円) × 20.42% + 102.100 円」の計算式で求めることができます。

また、源泉徴収額を求める際、消費税の扱いには注意が必要で、源泉徴収額を計算する際は、基本的に消費税分も含めた金額を元に計算を行いますが、請求書上で、報酬金額と消費税額が明確に分けられている場合に限り、消費税抜きの報酬金額を源泉徴収の対象とすることができ

ます。

上記の方法によって計算した源泉徴収額を給与支払いの際に徴収しておき、定められた納付時期と納付方法に従って税務署へ納付を行います。

源泉徴収額の納付期限は、原則、源泉徴収を行った月の翌月 10 日(毎月納付)までですが、 給与の支払対象者が常時 9 人以下の場合には、源泉徴収義務者が「源泉所得税の納期の特例」 を申請することで、毎月納付ではなく半年に1回にまとめることができます。

この特例により、1月~6月までの所得税は7月10日まで、7月~12月までの所得税は翌年の1月20日まで納付期限を延長することができますので、該当されます方はご確認ください。

## ☆ J リーグ・クラブの損失補償は広告宣伝費

サッカー関係者が J リーグ 開幕の 1993 年以来ひそかに抱き続けてきた疑問に、ついに明確な答えが出されました。国税庁はホームページ上で、J リーグからの文書照会に回答し、「親会社が補てんしたクラブの欠損金は、親会社の損金に当たる」との見解を示しました。

税法には、スポーツチームにのみ認められた税優遇があります。国税庁が 1954 年に発遣した通達では、子会社である球団に生じた欠損金を親会社が補てんするために支出した金は、損失額を限度として、「広告宣伝費の性質を有するもの」として取り扱うとあります。例えば、プロ野球団が大枚をはたいて積極補強をしたものの成績が振るわず、観客動員数が落ちて赤字決算になってしまったとします。そうした時に親会社である企業がその赤字を埋めると、その分は親会社の「広告宣伝費」として、損金に算入できます。この規定がなければ、親会社による赤字補てんは会社から会社への利益移転や寄付扱いとなり、様々な税負担が生じることとなります。

この通達では対象となるスポーツが「職業野球団」とはっきり書いてあります。すなわちJリーグは含まれていないとも取れます。この疑問に対する答えは、これまで明確化されてきませんでした。

しかし、新型コロナウイルスによってJリーグが長期休止を余儀なくされ、観客収入がない各クラブの財務状況が厳しくなっていることを受け、ついにJリーグが文書照会による明確化を求めることとなりました。新たに国税庁から示された回答によれば、①親会社が子会社であるクラブに対して支出した額のうち、広告宣伝費の性質を有すると認められる部分は、損金の額に算入される、②親会社がクラブの欠損金を補てんするために支出した額は、欠損金額を限度として、特に弊害がない限り、広告宣伝費の性質を有する、③新型コロナウイルス感染に伴い、親会社がクラブに対して行う低利または無利息の融資は、正常な取引条件に従って行われたものとする——という3点が明確化されました。プロ

野球と同じ扱いであることが、国税庁によって明文化されたということになります。

西 田 成 希 税 理 士 事 務 所 〒659-0053

兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号電 話 090-7490-7396 FAX 0797-78-6488